







2 学園長は、理事会の決議によって選任する。学園長の職を解任するときも、同様とする。

3 学園長は、この法人の設置する学校の教育を総覧する。

(理事の代表権の制限)

第19条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第20条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第21条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
  - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

### (理事会)

- 第22条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
  - 3 理事会は、理事長が招集する。
  - 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
  - 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
  - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
  - 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
  - 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合は、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
  - 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
  - 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
  - 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
  - 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

### (業務の決定の委任)

- 第23条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

### (議事録)

- 第24条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他



並びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2名以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(諮詢事項)

第27条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功的不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第28条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第29条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の理事長
  - (2) 大阪美容専門学校校長
  - (3) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3人以内
  - (4) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3人以内
  - (5) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3人以上 7人以内
- 2 評議員のうちには、役員のいずれか 1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のいずれか 1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員現在数の 3分の 1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 第1項第1号、第2号及び第3号に規定する評議員は、それぞれ、この法人の

理事長、大阪美容専門学校校長又はこの法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

- 第30条 評議員の任期は、3年（就任の日を起算日とする。）とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残留期間とすることができます。
- 2 評議員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。
  - 3 評議員は、再任されることができる。
  - 4 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務（第6条第2号の理事であるときは、理事の職務を含む。）を行う。

(評議員の解任及び退任)

- 第31条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
    - (1) 任期の満了
    - (2) 辞任
    - (3) 死亡  - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

## 第5章 資産及び会計

(資産)

- 第32条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
  - 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
  - 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第34条 基本財産はこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむ得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第35条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第36条 この法人の設置する学校の運営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第37条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第38条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第39条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第40条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)



2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人（又は国・地方公共団体）に帰属する。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て大阪府の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第47条 この寄附行為を変更しようとする時は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、大阪府の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、大阪府に届け出なければならない。

## 第8章 補則

(責任の免除)

第48条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第49条 理事（理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任限定契約であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(書類及び帳簿の備付)

第50条 この法人は、第41条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び

帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、学校法人大美学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第52条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

#### 附 則

1 この寄附行為は、大阪府の認可の日（平成18年4月1日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	谷本 穎昭
理事	谷本 佳興子
理事	高木 栄子
理事	松尾 利子
理事	北野 雄三
理事	三川 茂
監事	高野 雅教
監事	松村 一雄

3 平成26年3月31日までの間は、第24条第1項第6号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「生徒の父兄」と読み替える。

#### 附 則

1 この寄附行為の変更は、大阪府の認可の日（令和2年4月1日）から施行する。

#### 附 則

1 この寄附行為の変更は、大阪府の認可の日（令和4年5月18日）から施行する。